

自治基本条例における住民投票の規定に係る比較表

資料3

	住民投票関連例規の制定・施行状況		請求・発議権					請求要件 ※自治基本条例以外に定めている場合は（ ）に表示			投票要件 ※自治基本条例以外に定めている場合は（ ）に表示			備考
	常設型条例	非常設型条例	住民		議員		首長	有権者	未成年者	外国人	有権者	未成年者	外国人	
			自治基本条例での記載	連署数	自治基本条例での記載	連署数	自治基本条例での記載							
ニセコ町		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
宝塚市		○					○	個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
生野町		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
多摩市		○	○	選挙権を有する者の1/50以上	○	定数の1/12以上の賛成	○	○			個別に制定する住民投票条例に規定			
伊賀市		○	○	有権者の1/50以上			○	○			個別に制定する住民投票条例に規定 ※未成年、外国人の参加に配慮			投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数2分の1に満たないときは成立しない。
名張市	○		○	18歳以上(永住外国人を含む)の住民の1/50以上(かつ出席議員の1/2以上)。ただし、1/4超の場合必ず実施	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決	○		18歳	○		(18歳 住民投票条例にて)	(永住外国人住民投票条例にて)	
篠山市		○	○		○		○	個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定 ※未成年、外国人の参加に配慮			
大和市	○		○	16歳以上の住民の1/3以上	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決	○		16歳	○ (住民投票条例)		16歳	○ (住民投票条例)	
岸和田市	○		○	18歳以上(定住外国人を含む)の住民の1/4以上で必ず実施					18歳	○		18歳	○	
近江八幡市	○		○	18歳以上(定住外国人を含む)の住民の1/50以上(かつ出席議員の1/2以上)。但し、1/3超の場合は必ず実施	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決			18歳 (市民投票条例)	○ (市民投票条例)		18歳 (市民投票条例)	○ (市民投票条例)	投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数2分の1に満たないときは成立しない。
富士見市	○		○	選挙人名簿に登録されている人の1/5以上		定数の1/3以上の賛成かつ出席議員の過半数議決		○ (市民投票条例)			○ (市民投票条例)	18歳 (規則)	○ (規則)	投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数3分の1に満たないときは成立しない。
文京区		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			